

ワンクリック請求 クリックただけで料金を請求される。

事例：スマートフォンで興味本位にアダルトサイトを検索し、「18歳以上です」をクリックただけで登録になり、料金を請求された。

☆あわてて支払わない。

『電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律』(電子契約法)によりインターネット上の契約では、「申込」画面の次に、「内容の確認」画面の設定が必要とされています。請求に納得できなければ、事業者には連絡をせずに様子を見ます。(冊子P8 参照)

☆フィルタリングや受信拒否設定をする。

悪質なサイトに接続しないように、事前にフィルタリングの設定をします。また、事業者からのメールは受信拒否の設定をします。

2. サクラサイト(出会い系サイト)

事例1：SNSで、あるタレントのマネージャーから「タレントの悩みを聞いてあげて欲しい。ポイント代は後で返金する。」とメールが届き、出会い系サイトに登録した。メール交換をするためにポイントを購入して、高額な利用料金になった。

事例2：副業紹介のサイトで「男性のメールの相手になったら報酬をあげる。」「身寄りのない高齢者のメール相手になったら1億円あげる」などの勧誘メールが届いた。

☆規約や利用料金を確認する。

出会い系サイトは、通常、別の掲示板サイト等に誘導され、そのサイト内での受信・送信ごとに利用料金(有料ポイント)が発生します。やりとりで夢中になりすぎると、利用料金が高額になります。

☆メールの相手や内容を簡単に信用しない。

相手が架空の人物(サクラ)の場合、文字化け解除料や会員ランクアップのためなど様々な口実で多額な有料ポイント料金を発生させます。支払ったお金を取り戻すことは難しく、メールやメッセージの内容を安易に信じ込まないことが重要です。

☆会う約束をしない。

トラブルに巻き込まれる可能性があります。相手には会いに行かないようにしましょう。

料金請求画面が消えない場合の対処方法

ワンクリック請求で料金画面が消えない場合はIPA(独)情報処理推進機構のHPを参考に文面を参照してください。
<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/1click.html>

ワンクリック請求の二次被害

支払いを迫られ、インターネットでトラブルの解決方法を検索し、表示された連絡先を公的機関だと思い問い合わせたところ、解決すると言われ、料金を請求される二次被害も発生しています。

フィルタリング

18歳未満の青少年が利用する携帯電話及びインターネット接続機器等は、原則としてフィルタリング(アクセス制限)設定をすることになっています。『青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律』
有害な情報に近付かせないためにも、経験やネット理解度、必要性にあわせて賢くフィルタリングを活用しましょう。

『インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)』

- 出会い系サイトは18歳未満は利用が禁止されています。「18歳以上ですか?」と表示があるのはこのためです。
- サイトを開設する場合、事業者は、都道府県の公安委員会への届け出義務があります。電気通信事業者として管轄する総務省にも、届け出または登録する必要があります。出会い系サイトも『特定商取引に関する法律』の「通信販売」にあたります。
- 広告表示義務があり、事業者の名称、住所、電話番号などを表示しなければなりません。

若者の消費生活相談の商品・サービス別上位件数(15~19歳 2022年)

順位	男性		女性	
	商品・サービス	件数	商品・サービス	件数
	総件数	7,300	総件数	7,670
1	インターネットゲーム	715	脱毛エステ	1,099
2	商品一般 ※	564	他の健康食品	564
3	脱毛剤	464	商品一般	388
4	出会い系サイト・アプリ	388	脱毛剤	265
5	他の健康食品	265	他の内職・副業	244

消費者庁 令和5年度版消費者白書を元に作成

※商品一般:商品の特定ができないもの 身に覚えのない請求に関する相談を含む

3. インターネットリテラシー ～SNS・ブログ～

☆個人情報むやみに流さない。

「足跡」の書き込みや「マイリンク」から出会い系サイトなどの危険なサイトに誘導されることがあります。

☆投稿する写真は場所を特定されないようにする。

居場所を書きこまないようにし、スマートフォンのGPS機能から場所を特定されることのないように、必要のない時はGPSをOFFにする。

☆ルール・マナーに反した書きこみはしない。

匿名なら、脅迫などの書き込みを誰がしたのかわからないと思うのは間違いです。被害者が警察に相談すれば、警察が発信元を特定し、検挙されるかもしれません。

☆読んだ人が不快に思わないか確認する。

文字によるやり取りはエスカレートしやすく、誤解が生じやすいと言われています。送信する前に読み返しましょう。

☆誹謗中傷はしない。

SNSでは対面や実名で言えないことも感情に任せて言ってしまうことがあります。しかし匿名でも投稿の発信者を特定できる仕組みがあり再投稿しただけでも民事上・刑事上の責任が問われる可能性があります。

事例1：みんなが投稿していたから、自分も特定の人物の悪口を再投稿し拡散させたら訴えられた。

事例2：仲間内の話と思い、アルバイト先でふざけている写真をアップしたら炎上し、店が閉店に追い込まれた。

4. 肖像権・著作権

事例1：アイドルの写真を公式サイトからコピーし、自分のブログに貼り付けたら肖像権侵害のため削除するようにとブログ運営会社から警告の通知が届いた。

事例2：すごく安いソフトを購入したら違法に複製したソフトだった。

☆データを引用する場合は出典を明示し、必要な場合は許可を受ける。

☆他人を無断で撮影しない。

肖像権侵害になります。撮影前に了解を得ましょう。

☆映像や音楽、漫画、書籍等のダウンロードは正規のサイトを利用する。

インターネット上で誹謗中傷されたら…

自分の権利を侵害するような書きこみがあれば、『特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)』

「名誉棄損・プライバシー関係ガイドライン」にもとづいてプロバイダ事業者や掲示板の管理者などに削除の要求ができます。

関連サイト

<http://www.isplaw.jp/>

SNSでの「拡散」と「炎上」

SNSは自分が気に入った他人の投稿を知人と簡単に共有する機能を備えており、連鎖的に投稿の共有が行われた結果、投稿が瞬く間に広範囲へと「拡散」していくという特徴があります。また、撮影した写真を簡単に投稿でき、インパクトのある写真を載せて「炎上」を誘発することもあります。大手SNSには、Instagram、Facebook、X(旧Twitter)、TikTokなどがあります。

ステルスマーケティング

ステルスマーケティングとは特定の商品・サービスについて宣伝と気づかれないようにSNSなどで発信する手法ですが、2023年10月に「不当表示」に追加され、ステルスマーケティング行為は違反とみなされ行政処分の対象となります。



インターネットは世界中につながっています。ネット上に一度流れた情報を完全に削除することはできません。誰が見ているかわからない、ということをお忘れずに！加害者になる危険性もありますので、発信は慎重に！

『著作権法』

インターネット上の情報を利用する際には、知的財産権や肖像権に配慮する必要があります。

・海賊版のダウンロードは、2年以下の懲役、または200万円以下の罰金、または両方、という罰則が設けられました。

・私的使用の目的でも、有料で提供されている著作物全般(映像や音楽、漫画、書籍等)が違法にアップロードされたものと知りながらダウンロードした場合は規制の対象となります。

・リッピング(コピーガードを解除してダウンロードする)も違反行為です。

5. オンラインゲーム

事例1：未成年者が親のクレジットカードで、次々にゲームのアイテムを購入し、数万円の高額な請求書が届いた。

事例2：ゲーム上の仮想通貨を売買したら、アカウント停止処分を受けゲームが使えなくなった。(RMT)

事例3：第三者にゲームのIDとパスワードを勝手に変更され、ゲームが使えなくなった。

☆利用規約は必ず読み、マナーを守って利用する。

☆IDやパスワードの管理を徹底し、定期的に変更する。

ネットカフェなど不特定多数の利用者のあるパソコンにIDやパスワードを入力すると悪用される場合があります。認証情報の入力は極力控えましょう。

☆利用料金を確認する。

ゲームは無料でも通信費やアイテム購入は有料の場合があります。また、1度クレジットカード番号を入力すると次回からは自動購入できる場合があります。未成年者が利用する場合は、保護者が利用状況を把握・管理する必要があります。

☆利用規約は必ず読み、マナーを守って利用する。

ほとんどのゲームでアカウントの売買は規約で禁止されており、違反すると利用停止措置や、アカウントを削除される可能性があります。



オンラインゲーム等に夢中になりすぎて日常生活に支障が出ることがないように、自分なりの利用ルールを決めることも大切です。

7. スマートフォンやパソコンを安全に使おう！

事例1：無料アプリをインストールしたら、スマホの中の個人情報すべて流出した。

無料のアプリからアダルトサイトにつながり、登録になり請求された。画面に自分のアドレスと電話番号が表示された。

事例2：SNSに自宅の写真を投稿したら背景から自宅の場所を特定され、つきまとわれた。

事例3：フィッシングメールに注意！

通販サイト、クレジットカード会社、携帯電話会社等の実在する組織をかたり、IDやパスワード、クレジットカード情報等を搾取するフィッシングが多発しています。

急激に普及しているスマートフォン。自由にアプリケーションをインストールすることでカスタマイズ(自分好み)できます。

☆パケット料金やプランを確認する。

スマートフォンはOSやアプリの自動更新をパケット送受信をしながら日々行っています。従量制のプランだと自分ではあまり使用していないのにパケット料金が高額になる場合があります。パケット定額制をおすすめします。

☆アプリは公式サイトからインストールする。

無料アプリをむやみにダウンロードすると、情報が漏れる恐れがあります。信頼のおける公式サイトからインストールしましょう。

☆セキュリティ対策ソフトをインストールする。

ウイルス対策ソフトをインストールするなどパソコンと同様の対策が必要です。



ワンポイント インターネットの世界を安全に

- 架空・不当請求・ワンクリック請求などの被害にあわないためにはどうすればよいでしょうか？
- スマートフォンを使う際の注意点はどのようなことでしょうか？
- 大事な「個人情報」を守るために気をつけることは何ですか？

6. 副業と危険なアルバイト

インターネットには簡単に稼げる、気軽にはじめられるなどの広告がでています。怪しい副業やアルバイトでは「報酬を得るために必要」と登録料やサイト利用料などの名目でお金を払わされるという特徴があります。必ず家族などに相談し、SNSで知り合った人の指示で、安易に個人口座にお金を振り込まないようにしましょう。さらにSNSなどでは、高額バイトと思い安易に「闇バイト」に応募して、特殊詐欺などの実行犯になってしまうこともあります。怪しいと思ったら申し込まない、申し込んだらすぐに警察に相談しましょう。



チャットで相談にのるだけで高収入が得られる
荷物を受け取って転送するだけの簡単なバイトで高収入

オンラインゲーム

コンプガチャは違法

ガチャを購入してコンプリート(揃える)するとレアなアイテムがもらえるという販売行為は、射幸心をあおるとして、『不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)』に違反するとされました。(消費者庁平成24年)

ゲーム依存症

インターネットゲームは刺激的で終わりがありません。ゲーム障害はゲームに対しての制御ができなくなり、日常の他の活動よりもゲームが優先されるようになります。ゲーム障害の患者は増え続けています。

『不正アクセス行為の禁止等に関する法律(不正アクセス禁止法)』

次の行為を禁止しています。

- ・他人のIDやパスワードなどの認証情報を用いアクセス制限されているサーバーやシステムに侵入するなりすまし行為
- ・セキュリティが脆弱な箇所を攻撃し、プログラムを不正利用する行為
- ・他人のIDやパスワードなどの識別符号を無断で第三者に提供し不正アクセスを助長する行為

無料アプリ

アプリによってはスマートフォンの中の個人情報やアドレス帳を抜き取ったり、位置情報などを通信していることもあります。アプリのダウンロード時に、アクセス使用許可を求められ、気付かないまま情報流出に同意している場合があります。注意が必要です。アプリは公式サイトを利用し、規約も確認しましょう。

スマートフォンの仕組み

- ・通信は、携帯電話会社の回線とWi-Fi無線通信が利用できます。
- ・位置情報は、携帯電話会社のアンテナとGPSで割り出しています。